

令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 県が行う令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)及び令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(対象者)

第2条 令和4年度愛媛県ポストコロナ対応商品開発等支援事業(以下「支援事業」という。)の対象者(以下「補助対象者」という。)は、県内に主たる事業所を有する、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はその連携体
- (2) 商工会議所、商工会又は愛媛県商工会連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (3) 愛媛県中小企業団体中央会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (4) 企業組合、協業組合であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (5) 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (6) 商工組合及び商工組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (7) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (8) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (9) 森林組合及び森林組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (10) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (11) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- (12) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの
- (13) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は

間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5 千万円(酒類卸売業者については、1 億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人(酒類卸売業者については、100 人)以下の従業員を使用する者であるもの

- (14) 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が法第 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する中小企業者であるもの
- (15) (5)、(6) 以外の法律に規定する組合又は組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (16) 一般社団法人であって、その社員総会における議決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているもの、又は一般財団法人であって、設立に際して拠出された財産の価額の 2 分の 1 以上が中小企業者により拠出されているものであり、それぞれ地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- (17) 特定非営利活動法人であって、その社員総会における表決権の 2 分の 1 以上を中小企業者が有しているものであり、本事業の実施主体として適当と認められるもの
- (18) 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の 3 分の 1 未満であり(独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う場合にあっては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の 3 分の 1 未満となることが確実と認められるものを含む。)、かつ、国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本の額又は出資の総額の 3 分の 1 以上を出資又は拠出を行っている第三セクター

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 県税に未納がある者

(対象事業)

第3条 この支援事業の対象事業は、ポストコロナに向けた次のいずれかの取組を行うものとする。

- (1) 高付加価値加工食品の開発
- (2) 高付加価値の消毒用商品等の衛生の維持を目的とした商品の開発
- (3) 巣ごもり商品・サービスの開発
- (4) インターネット・スマートフォンアプリを活用したサービスの開発
- (5) その他知事が必要と認める事業

※単純な機械装置の導入、施設改修、研修等を行うのみの事業は除く。

(補助対象期間等)

第4条 この支援事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和5年2月20日までの間とし、補助対象経費等は要綱第4条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第5条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる観点から総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 社会性：地域への波及効果が期待される事業であるか
- (2) 必要性：市場ニーズに対応した内容であり、継続して実施できる事業で

あるか

- (3) 具体性・実現可能性：事業の具体性、事業化までのプロセス及びスケジュール等が実現可能なものであるか
- (4) 独創性・新規性：独創性や新規性が認められるものであるか

(補助事業の決定に関する手続き)

第6条 次の各号に掲げる手続きにより補助対象事業を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式1号）に、関係書類を添えて、県に提出する。
- (2) 県は、前号による申込書等の提出があったときは、外部審査委員等で構成する事業評価審査会を開催し、事業の評価に係る意見を徴した後、事業計画の内容等を審査のうえ、補助対象事業の候補事業（以下「対象事業」という。）を決定する。
- (3) 県は、対象事業の決定について、申込者に通知する。
- (4) 申込者は、対象事業について、補助事業の申請をする場合には、交付申請書（要綱第5条に規定する様式第1）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。